

## 戸籍に氏名の『<sup>ふりがな</sup>振り仮名』が記載されます 閭町民福祉課 住民係 ☎ 52-5811

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に新たに『氏名の振り仮名』が追加されることになりました。

制度の詳細は、右記 QR コードから法務省ホームページをご確認ください。



### = 戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまでの流れ =

#### 1. 本籍地の市区町村長から戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名が通知されます

・通知時期：5月26日以降順次

・通知先：戸籍の筆頭者

※筆頭者が除籍の場合はその配偶者、配偶者も除籍されている場合はその子。

戸籍内で別住所の人には、住所地ごとに郵送されます。

※通知時期は本籍地により異なります。田布施町に本籍がある人は、6月下旬頃から順次発送予定です。

#### 2. 通知された振り仮名に『誤り』がある場合

氏名の振り仮名の届出をしてください。

・届出期間：5月26日～令和8年5月25日まで

・届出方法：マイナポータル、最寄りの市区町村窓口に提出、本籍地市区町村へ郵送

#### 3. 届出がなかった場合

届出がなかった場合、通知された振り仮名が戸籍に記載されます。

・記載時期：令和8年5月26日以降

正しい振り仮名が通知された場合、届出は原則不要です。

※戸籍への振り仮名の早期記載を希望する場合に限り、届出が必要です。

## 申込期限 6月10日(火)

## 夏休みの『児童クラブ』利用者を募集します

閭町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810

### ■対象者

町立小学校に就学している児童または町内に住所を有し町外の小学校に就学している児童で、保護者および同居の祖父母（令和8年3月31日時点で70歳以下の人に限る）が就労などにより自宅で保育ができない児童

※現在入所していない児童のみ申込が必要。

※就労が理由の場合は、週3日以上従事していることが必要。

### ■開所日時

◇開設日 7月19日(土)～8月31日(日)

※日・祝日およびお盆(8月13日～16日)は休み。

◇時間 午前8時～午後5時まで

※延長利用は平日午後6時、土曜日は午後5時まで。

### ■保育料など

・7月分 1,200円

・8月分 3,000円

※別途教材費・おやつ代が必要。

### ■保育場所

お住まいの小学校区の児童クラブ施設

### ■申込方法

申込書などを記入し、町民福祉課児童係へ提出してください。申込書などは町民福祉課児童係で配布または町ホームページに掲載しています。

### ■その他

お住まいの小学校区の児童クラブ施設が定員を超えた場合、他の小学校区の児童クラブ施設へ案内することがあります。また、全体の申込者数が定員を超えた場合は選考となります。